



和 広 第 1 4 7 号
平成30年6月25日

和歌山県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 御中

和歌山県後期高齢者医療広域連合長
望 月 良 男



市町村への個人情報の提供について（諮問）

和歌山県内の市町村に対する後期高齢者医療被保険者の第三者行為求償登録者情報に係る情報提供について、和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき諮問します。

【諮問内容】

1 諮問事務

和歌山県後期高齢者医療広域連合の第三者行為求償登録者情報の介護保険者への提供について

2 事務の目的

和歌山県後期高齢者医療広域連合の所有する第三者行為求償登録者情報を介護保険者へ提供することにより、交通事故等の第三者行為による介護サービス費の受給者を把握し、第三者への求償を適切に行うことで、介護保険者の適正な給付につながるため

3 条項

和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第5号

4 諮問項目

第三者行為求償登録者の市町村への情報提供については、公益上の必要による個人情報の提供に該当することの承認

5 提供先

和歌山県内の介護保険者（市町村）

6 提供する情報

第三者行為求償登録者情報

※各項目については、別紙のとおり

介護保険審査支払等システム外部インターフェース仕様書（第三者行為求償）

（平成29年10月30日版）から抜粋

第三者行為求償登録者情報

項番	項目名		属性	バイト数	内容	必須入力	備考
1	交換情報識別番号		英数	4	後期高齢者医療保険分の第三者求償登録者情報の交換情報識別番号を設定する	○	「M221」固定
2	保険資格 後期高齢者医療	保険者番号(後期)	英数	8	後期高齢者医療制度の保険者番号を設定する	○	※3
3		被保険者番号(後期)	英数	8	後期高齢者医療制度の被保険者番号を設定する	○	※3
4	被保険者氏名(後期)		漢字	40	被保険者氏名(カナ)を設定する		全角カナ
5	生年月日		数字	8	生年月日を設定する	○	※2
6	性別コード		数字	1	性別コードを設定する	○	※1
7	給付制限管理番号		数字	12	給付制限管理番号を設定する	○	※1
8	納付番号		数字	3	納付番号を設定する	○	※1
9	求償期間	開始年月日	数字	8	給付制限の開始年月日を設定する	○	※2
10	求償期間	終了年月日	数字	8	給付制限の終了年月日を設定する		※2
11	求償区分		数字	1	求償区分を設定する	○	※1
12	削除区分コード		数字	1	削除区分を設定する	○	※1

※1 「2.4 コード一覧」参照

※2 「2.5 留意事項：「年月日」欄参照

※3 桁数が規定に満たない場合は、右詰とし、左側をゼロで埋める。

◎ 第三者行為求償登録者情報の介護保険者への提供方法について

- (1) 和歌山県後期高齢者医療広域連合は、第三者行為による損害賠償請求権の行使事務を和歌山県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託する際、請求関係書類等を紙媒体で提出し、国保連合会は、保有する第三者行為損害賠償求償システム（以下「求償システム」という。）に必要な情報を登録する。登録した情報のうち、第三者行為求償登録者情報の項目に限定し抽出する。
- (2) 国保連合会内部において、求償システムから抽出した第三者行為求償登録情報を磁気媒体により介護保険審査支払等システムに連携し、「第三者行為求償突合リスト」を作成する。このリストを介護保険者（市町村）に専用回線により送信する。
- (3) 国保連合会内部の磁気媒体は、国保連合会個人情報保護規程及び国保連合会USBメモリ等取扱要綱に則り取り扱っている。国保連合会と介護保険者（市町村）間の専用回線は、インターネット等とは接続されておらず、個人情報の流出及びハッキング等のリスクはない。
- (4) 第三者行為求償登録者情報は、国保連合会に代位取得した損害賠償請求権に基づく損害賠償金の請求及び受領の事務を国保連合会に委託している介護保険者（市町村）のみに提供する。

